



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名	スター精密株式会社
代 表 者 名	取締役社長 佐藤 肇
コ ー ド 番 号	7718 東証第 1 部
問 い 合 わ せ 先	常務取締役 管理本部長 佐藤 衛
	TEL. 054-263-1111

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 91 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 91 期定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 23 条（取締役会の招集権者および議長）に定める取締役会の招集権者および議長を取締役社長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。
- ③ 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 28 条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、当該変更については、監査役全員の同意を得ております。

- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて新設する規定と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- ⑤ 上記の条文の新設および削除に伴い、一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年5月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年5月26日（予定）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ～ (6) (条文省略)	(1) ～ (6) (現行どおり)
(7) 不動産ならびに不動産業に対する投融資。	(7) 不動産の賃貸および管理。
(8) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。	(8) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。
(9) (条文省略)	(9) (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(<u>自己の株式の取得</u>)	(削 除)
第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第 7 条～第 11 条 (現行どおり)
第 8 条～第 12 条 (条文省略)	
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 (条文省略)	第 12 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(<u>取締役の員数・選任</u>)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とし、株主総会において選任する。	第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u>
2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u>	(削 除)
(新 設)	(<u>取締役の選任</u>)
	第 19 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定めなければならない。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会の招集および議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定めなければならない。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会の招集および議長は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれにあたる。<u>当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
<p>第26条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
第5章 監査役および監査役会	
<u>(監査役員の員数・選任)</u>	
<p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除) (削 除)
<u>(監査役任期)</u>	
<p>第30条 <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ただし、<u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> ただし、<u>緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u>	
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<u>(監査役報酬等)</u>	
<p>第34条 <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条 (条文省略) (新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第37条 (条文省略) (新 設)</p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第38条 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。 <u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 <u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第35条 (現行どおり) 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第36条 (現行どおり) 附 則 <u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 平成28年5月開催の第91期定時株主総会終結前における社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>

以上